地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度鶴田町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

153,594 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

1,079,318 千円

(単位:千円)

区分	事 業 名	令和3年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国•県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	541,492	67,465		1,316	114,518	358,193
	障害者福祉事業	499,277	356,609		5,922	33,128	103,618
	児童福祉事業	38,549	8,993		5,003	5,948	18,605
計		1,079,318	433,067	0	12,241	153,594	480,416